

東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会規程の一部改正について（案）

現 行	改 正 （案）
（趣旨） 第1条 この規程は、東京学芸大学大学院学則<u>第8条第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （用語の定義） 第2条 この規程で用いる「研究科」とは、連合学校教育学研究科をいう。 2 この規程で用いる「研究科長」、「研究科専任教員」、「構成大学」及び「研究科所属教員」の用語の定義については、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）の定めるところによる。 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 研究科長 (2) 研究科専任教員 (3) 各構成大学の連合学校教育学研究科運営委員会委員長 (4) 各構成大学から選出された研究科所属教員 各2名 〔省略〕 （審議事項） 第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) <u>東京学芸大学大学院学則</u>のうち研究科に関する規定、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程、その他研究科に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項 (2) 研究科の専攻・講座の設置、廃止等の方針に関する事項 (3) 研究科長、研究科専任教員及び研究科所属教員の選考に関する事項 (4) 研究科の教育計画の編成及び実施に関する基本的事項 (5) 指導教員の選定に関する事項 (6) 入学者の選抜の方針及び実施計画に関する事項 (7) 学生の厚生補導及び身分に関する事項 (8) 学位論文審査委員会の設置に関する事項 (9) 学位の授与<u>並びに</u>課程修了の認定に関する事項 (10) 研究科の教育研究活動等の状況の評価に関する事項 (11) 予算に関する重要事項 (12) 研究科の組織及び運営に関する重要事項 (13) その他研究科長が必要と認めた事項 〔省略〕	（趣旨） 第1条 この規程は、<u>国立大学法人東京学芸大学大学院学則</u>（以下「大学院学則」という。）<u>第7条第2項</u>の規定に基づき、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。 （用語の定義） 第2条 この規程で用いる「研究科」とは、連合学校教育学研究科をいう。 2 この規程で用いる「研究科長」、「研究科専任教員」、「構成大学」及び「研究科所属教員」の用語の定義については、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程（平成8年規程第7号）の定めるところによる。 （組織） 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 研究科長 (2) 研究科専任教員 (3) 各構成大学の連合学校教育学研究科運営委員会委員長 (4) 各構成大学から選出された研究科所属教員 各2名 〔省略〕 （審議事項） 第5条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。 (1) 大学院学則のうち研究科に関する規定、東京学芸大学大学院連合学校教育学研究科規程、その他研究科に関する諸規程の制定及び改廃に関する事項 (2) 研究科の専攻・講座の設置、廃止等の方針に関する事項 (3) 研究科長、研究科専任教員及び研究科所属教員の選考に関する事項 (4) 研究科の教育計画の編成及び実施に関する基本的事項 (5) 指導教員の選定に関する事項 (6) 入学者の選抜の方針及び実施計画に関する事項 (7) 学生の厚生補導及び身分に関する事項 (8) 学位論文審査委員会の設置に関する事項 (9) 学位の授与<u>及び</u>課程修了の認定に関する事項 (10) 研究科の教育研究活動等の状況の評価に関する事項 (11) 予算に関する重要事項 (12) 研究科の組織及び運営に関する重要事項 (13) その他研究科長が必要と認めた事項 〔省略〕

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、東京学芸大学総務部総務課の協力を得て、東京学芸大学学務部大学院室が処理する。

〔省略〕

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、東京学芸大学総務部総務課の協力を得て、東京学芸大学学務部大学院課が処理する。

〔省略〕

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。